

委託仕様書（事業説明書）

1 委託業務の名称

介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業委託

2 取組の経緯と目的

介護職員が不足する状況に対応し、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していくため、介護現場においてテクノロジーの導入等により質を確保しつつ効率的なサービス提供を行うとともに、介護職員が行うべき業務の切り分けや負担軽減を徹底することにより、介護職員が専門性を生かしながら働き続けられる環境づくりを進めていく必要があり、介護業界からは好事例やモデルケースの横展開を期待されている。

そこで、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）に沿ったプロセスにより、介護現場における業務改善等の取組を行い、定量・定性の両面において介護職員の負担軽減やケアの質向上に取組む先駆的モデル事業所を創出し、その取組を県内の介護事業者に横展開することを通して、働きやすい職場づくりと介護従事者のモチベーション向上を図り、人材の定着・確保につなげることを目的とする。

3 支援事業所数

5事業所以内とし、別途、県が選定する。

4 先駆的モデル事業所の定義

以下の2点を満たす事業所と定義する。

- ①国ガイドラインに沿ったプロセスにより、介護現場における業務改善等の取組を行い、定量・定性の両面において介護職員の負担軽減やケアの質向上が確認できる成果を残している事業所
 - ②県内の介護事業所における業務改善等の取組をリードするため、事業所での取組内容を体系化した上で、講演会の講師活動や見学会の開催等を通して、普及する事業所
- ただし、当事業による支援を通して、①および②の要件を満たす状態を目指すこととし、支援開始段階では要件を満たしている必要はない。

5 委託業務の概要と目標

支援事業所は、本事業を契機として先駆的モデル事業所へと変化し、県内の介護事業所における業務改善等の取組をリードすることを目指す。

県は、支援事業所への伴走支援（国ガイドラインを活用した課題の抽出、取組計画の策定、課題解決に向けた助言・取組計画修正および振り返り等を含む総合的なコンサルティング支援）を専門業者への委託により実施する。

受託者はプロポーザルにあたっては、支援事業所が定量・定性の両面において成果を残

すことができるような具体性や拡張性を持った提案とすること。また、「7 委託事業の具体的内容」に定める事項以外で、事業効果を高めるための創意工夫があれば、独自提案を加えること。

(1) 定量目標

支援事業所ごとに設定する目標数値において、総業務時間や超過勤務時間の縮減、年次有給休暇の取得の拡大等といった生産性向上推進体制加算（I）算定開始時に求める生産性向上の取組の成果と同等の効果が確認される。（対支援事業所）

(2) 定性目標

ア 介護現場革新の取組を伴走支援した支援事業所職員等の内7割の人が、何らかの態度変容を起こす。（対支援事業所）

イ 報告会等において支援事業所の取組に触れた介護従事者等の内7割の人が、何らかの態度変容を起こす。（対支援事業所以外の事業所等）

6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

7 委託事業の具体的内容

支援事業所が介護現場革新における先駆的モデル事業所として、県内の介護現場革新をリードする事業所となることを見据えて、厚生労働省が作成している国ガイドラインを活用した課題の抽出を行い、課題解決に向けた相談対応・助言等を行う。また、介護現場革新にかかる取組を県内全域に展開していくための取組を実施する。

(1) 支援事業所の選定にかかる助言

経営層から現場職員までが一丸となり、前向きに介護現場革新や業務改善に取り組む意志のある介護事業所であり、かつ先駆的モデル事業所となり得る素質のある介護事業所を、県が選定する。選定にあたり、県から相談があった場合は適切な助言を行う。

(2) 事前説明会の実施

ア 研修内容：事業趣旨や取組の流れ等を説明する事前説明会

イ 実施回数：1回

ウ 開催方法：対面形式またはWeb会議システム等のオンライン形式
（個別、集合の如何は問わない）

エ 対象者：支援事業所

(3) コンサルティング支援

ア 支援内容：各事業所の状況に応じた介護現場革新にかかるコンサルティング支援

イ 実施回数：1事業所4回以上（①国ガイドラインを活用した課題の抽出、②取組計画の策定、③課題解決に向けた助言・取組計画修正、④振り返り 等）

ウ 支援方法：直接訪問、対面相談（集合形式可）、電話相談、メール相談、web会議システム等のオンライン相談等により支援を行う。なお、各事業所に対し、直接訪問による支援を2回以上行うことを必須とする。その他

の支援については、各事業所の進捗状況等を鑑み、最適な支援方法を選択すること。

エ 支援時間：①国ガイドラインを活用した課題の抽出および②取組計画の策定にかかる支援については、それぞれ2時間から2時間半程度を基本とする。③課題解決に向けた助言・取組計画修正および④振り返り等にかかる支援については、それぞれ1時間から1時間半程度を基本とする。その他の支援については、各事業所の進捗状況等を鑑み、最適な支援時間を設定すること。

オ 目標設定：支援事業所の実情に応じた、定量・定性両面における適切な目標設定を行うこと。

カ その他：支援事業所と相談の上、国ガイドラインが示すような因果関係図を作成すること。

(4) 効果的な支援を実施するための連絡調整

支援事業所における介護現場革新を円滑に推進できるよう、支援日時のスケジュールを調整するとともに、支援事業所が取組計画を実行しやすいスケジュールを作成し、その進捗を管理すること。

また、支援スケジュールの作成時および支援期間の中間時に全支援事業所の進捗状況をとってとりまとめ、全支援事業所および県に共有すること。

(5) 振り返りの実施

支援最終回の際は、7(3)オで設定した目標の達成状況を確認し、支援事業所が翌年度以降も介護現場革新にかかる取組を実施できるよう助言すること。

(6) 好事例の発信・普及

支援事業所の取組事例を他の事業所へ発信・普及することを目的として、県内介護事業所を対象とした実践報告会等の企画を運営すること。

(7) 報告書の作成

支援事業所の取組事例をとりまとめるとともに、支援における要点や留意点等を明らかにした報告書を作成すること。

(8) 令和8年度介護現場革新推進総合事業への協力

県が実施する令和8年度介護現場革新推進総合事業の実施に当たり、必要な情報提供等を行うとともに、特に先駆的モデル事業所の取組の普及・横展開に当たってはワンストップ型窓口との連携を積極的に図ること。

(9) その他

上記に定める事項に限らず、受託者の固有の技能やアイデアを活かし、事業効果を高めるための創意工夫を行うこと。

8 事業効果計測

委託業務の目標の達成度合いを調査の上、計測し報告すること。

9 実績報告

受託者は本業務の完了後、業務の内容と効果計測をとりまとめた報告書および電子データ等の成果物を業務完了後 20 日以内または令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに県に提出すること。

10 その他

- (1) 本事業の遂行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託料に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (2) 成果物に関する著作権は、委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとし、県および県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (3) 受託者が本事業を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本事業の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (4) 受託者は業務遂行のために必要な情報を得るため、県医療福祉推進課で所管する「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」にオブザーバーとして出席すること。
- (5) その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合および仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上定める。